

四日市市告示第 84 号

四日市市物品に関する低入札価格調査実施要綱を次のように定める。

令和4年3月4日

四日市市長 森 智広

四日市市物品に関する低入札価格調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の購入に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、予定価格を著しく下回る価格による入札（以下「低入札」という。）があった場合に実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）等について定め、物品の購入における公正な取引の秩序維持に資することを目的とする。

(対象とする入札)

第2条 この要綱の対象となる入札は、物品の購入に係る競争入札のうち、市が必要と認めるものとする。

(対象となる事業者)

第3条 低入札価格調査の対象となる事業者は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額）に10分の5を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札した全ての事業者（以下「低入札事業者」という。）とする。

(入札参加者への通知等)

第4条 市長は、低入札価格調査の対象とする入札において、一般競争入札に付するときは公告文に、指名競争入札に付するときは指名通知書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格を設定していること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格による入札については低入札価格調査を実施すること。
ただし、この場合においても落札決定は保留しないこと。
- (3) 低入札価格調査は、次の事項について実施すること。
 - ア 入札に係る物品の仕入価格
 - イ 入札価格を決定した根拠
 - ウ 入札に係る物品（又は類似物品）の過去5年間の受注実績
 - エ その他必要な事項
- (4) 調査の結果、入札価格が合理的な理由に基づき設定されていないと認められる場合には、改善指導等を行うこと。

(入札の執行)

第5条 開札の結果、調査基準価格を下回る価格による入札となった場合、落札決定は保留せず、低入札価格調査を実施する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第6条 前条の入札が行われた場合は、市長は、入札執行後、速やかに低入札事業者に対して低入札価格調査の実施について通知(第1号様式)し、低入札価格調査報告書の提出を求めるものとする。なお、低入札価格調査報告書の提出期限は、原則として当該通知をした日から5日以内とする。

2 市長は低入札価格調査にかかる判断基準(別表)に基づき、低入札事業者の入札価格が合理的な理由に基づき設定されていないと判断した場合には、当該事業者に対して、口頭により、低入札の防止のための改善指導を行うものとする。なお、改善指導を要しないと判断した場合も、口頭により、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(改善勧告等)

第7条 前条の改善指導を受けた事業者が、その指導を受けた後2年以内に再び競争入札において調査基準価格を下回る価格で入札した場合には、市長は、速やかに低入札価格調査を実施し、調査の結果、公正な取引の秩序維持の観点から不相当と判断した場合には、当該事業者に対して、改善勧告(第2号様式)を行うものとする。この場合、当該事業者に対して誓約書(第3号様式)の提出を求めるものとする。なお、改善勧告を要しないと判断した場合には、口頭により、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(関係官公署への通報)

第8条 市長は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第9項第3号に規定する不当廉売にあたりと判断される場合には、公正取引委員会へ通報を行う等、適切な措置をとるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(総務部調達契約課)

別表

低入札価格調査に係る判断基準

次の1から3の判断基準のいずれにも該当しない場合には、改善指導及び改善勧告を行う。

判 断 基 準
1 入札価格が仕入れ価格（仕入予定価格）を上回っていること。
2 入札対象物品の在庫を多量に保有すること等により、仕入価格を下回る価格で処分する必要性が認められること。
3 その他、仕入価格を下回る入札価格の設定について、合理的かつ妥当な理由が認められること。

第1号様式

調達第 号
年 月 日

(調査対象者) 様

四日市市長

調査実施通知書

年 月 日の(件名)の入札に係る貴社(あなた)の入札価格について、四日市市物品に関する低入札価格調査実施要綱に基づき、下記により調査を実施しますので、別紙「低入札価格調査報告書」の提出について、ご協力をお願いします。

なお、期限までに調査報告書が提出されない場合又は調査の結果、入札価格の設定に合理的な理由が認められない場合と判断される場合には、別途、改善指導(勧告)を行うこととしておりますので申し添えます。

おって、必要に応じて、関係資料の提出又は事情聴取を依頼することがあります。

記

1 調査項目

- (1) 入札に係る物品の仕入価格
- (2) 入札価格を決定した根拠
- (3) 入札に係る物品(又は類似物品)の過去5年間の受注実績
- (4) その他必要な事項

2 提出期限

年 月 日 まで

別紙

低入札価格調査報告書

年 月 日

四日市市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日の（件名）の入札に係る入札価格の設定等について、下記のとおり報告します。

記

	項 目	内 容
ア	入札物品の仕入価格	
イ	入札価格を決定した根拠	
ウ	入札物品（又は類似物品）の過去5年間の受注実績	（発注者、契約日、物品名、数量、金額等を記載）

※内容欄に記入できない場合には、適宜、参考資料を添付することでも可。

第2号様式

調達第 号
年 月 日

(調査対象者) 様

四日市市長

改善勧告書

本市では、下記の物品購入の競争入札における貴社（あなた）の入札価格について、四日市市物品に関する低入札価格実施要綱に基づき調査を実施したところ、当該入札価格の設定には合理的な理由が認められないとの判断に至ったところです。

については、今後、本市の競争入札に参加される場合には、物品購入における公正な取引の秩序維持を踏まえて適正な入札価格を設定されるよう、勧告します。

なお、この改善勧告書を受理した日から10日以内に、別紙「誓約書」を提出してください。

記

1 年 月 日執行（件名）

第3号様式

年 月 日

四日市市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

誓約書

年 月 日付け調達第 号で入札価格の設定について改善勧告を受けましたことを真摯に受け止め、今後の入札におきましては、公正な取引の秩序維持のため、適正な価格での入札に努めることを誓約します。